

令和 8 年 4 月 1 日から

林野火災注意報・警報の運用がはじまります

令和 7 年 2 月 26 日に発生した岩手県大船渡市における林野火災を受け、林野火災予防を目的に林野火災注意報・警報の運用を開始します。



林野火災注意報

林野火災の予防上「注意」が必要と判断される気象状況になったときに発令します。
林野において火入れ、たき火等の行為を控えてください。(努力義務)

林野火災警報

林野火災の予防上「危険」と認める気象状況になったときに発令します。
林野において火入れ、たき火等の行為を制限します。(罰則あり)
※火の使用制限に従わない場合は、30 万円以下の罰金または拘留に処されることがあります。

発令対象期間：毎年4月1日～6月30日まで

火入れ・たき火の例

				
小枝・枯葉の焼却	稲わら・あぜ草の焼却	たき火台でのたき火	キャンプファイヤー	キャンプ場での屋外調理
<p><u>火入れ・たき火のほか、林野火災注意報・警報が発令されているときは、 枯れ草や可燃物の近くでの喫煙、花火の使用、火気の使用を控えてください。</u></p>				



林野火災注意報・警報の発令は、防災行政無線の放送と巡回広報で注意を呼びかけます。

・条例に定められた「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」を作成し消防署に届け出なければなりません。
たき火、枯草焼き、畔焼きなどは、**事前の届出が必要**です。
様式は、最上広域消防本部 HP(申請・届出👉火災予防条例様式)からダウンロードまたは最寄りの消防署から入手してください。



【問い合わせ先】

最上広域消防本部 予防課

☎ 0233-25-8776(予防課直通) : FAX 0233-22-7523

✉ yobou@fd-mogami-yamagata.jp